

航空機に対するレーザー光照射等対策について

空港に離着陸しようとする航空機に向かってレーザー光を照射する等の危険な行為が相次いでいることから、航空安全の確保のため、関係省令等を改正し、禁止行為に追加した。

改正の概要

- 航空法第99条の2第1項に規定する「航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるもの」に、レーザー光を空港周辺等の空域を飛行する航空機に向けて照射すること等を追加した。

【航空法施行規則の一部改正】

- 米軍の航空機等に対してもこのような行為が発生していることから、飛行に影響を及ぼすおそれのある行為を上記航空法99条の2の適用対象とするため、関係規定の整備を行った。

【航空法特例法施行令の一部改正】

- 公布：平成28年10月28日 施行：平成28年12月21日
閣議(政令)：平成28年10月25日(火)



操縦室にレーザー光が照射された場合のイメージ(米国FAAのHP内動画より引用)

【レーザー照射事案の発生状況】
集計を始めた2010年7月から
2016年12月末までで210件
(※国交省に報告があったもの)

今般改正により規制対象とした行為 (イメージ)

